

宿泊施設の管理

～ 旅館業・住宅宿泊事業の管理 ～

宿泊施設の日常管理

宿泊者の衛生や安全を確保するために、日常管理を徹底することが大切です。特に、保健所で検査を行った際に指摘の多い項目について、再度確認しましょう。

1 宿泊者名簿の備え付け

宿泊施設の営業者には、宿泊者名簿の備え付けと保存が義務付けられています。また、必要に応じて、保健所や警察署から宿泊者名簿の提出を求められることがあります。

Q. 宿泊者名簿とは

- A. 宿泊者名簿とは宿泊者情報を記した名簿のことであり、感染症発生時の追跡調査やテロ・犯罪等の不法行為の未然防止に重要な役割を果たします。このため、宿泊者の本人確認を行った上で、宿泊者名簿には正確な情報の記載を求めてください。
- また、宿泊者名簿には次のことを記載し、最低3年間は保存しなければなりません。

≪宿泊者名簿の記載事項≫

旅館業
氏名、住所、職業 到着日時、出発日時、室名 国籍※、旅券番号※

住宅宿泊事業
氏名、住所、職業、宿泊日 国籍※、旅券番号※

原則として、
宿泊者全員分の
記載が必要です。

※ 宿泊者が日本国内に住所を持たない外国人の場合のみ。パスポートの写しで代用可。

No.	客室名又は番号	【例】			
フリガナ		男	年齢	職業	
氏名		女	歳		
〒	住所	国籍		旅券番号	
	連絡先 TEL	—	—		
到着	年 月 日 時	前泊地名	その他		
出発	年 月 日 時	行先地名			
備考					

必要な項目が記載
された宿泊者名簿
の例

2 変更事項の届出

施設名称の変更、営業者に関する事項の変更（改姓、改名、住所変更、法人代表者変更等）、設備の変更、管理者等の変更があった場合には、保健所への届出が必要です。

設備や構造を変更する場合には、新規申請が必要となることがありますので、事前に保健所へ御相談ください。

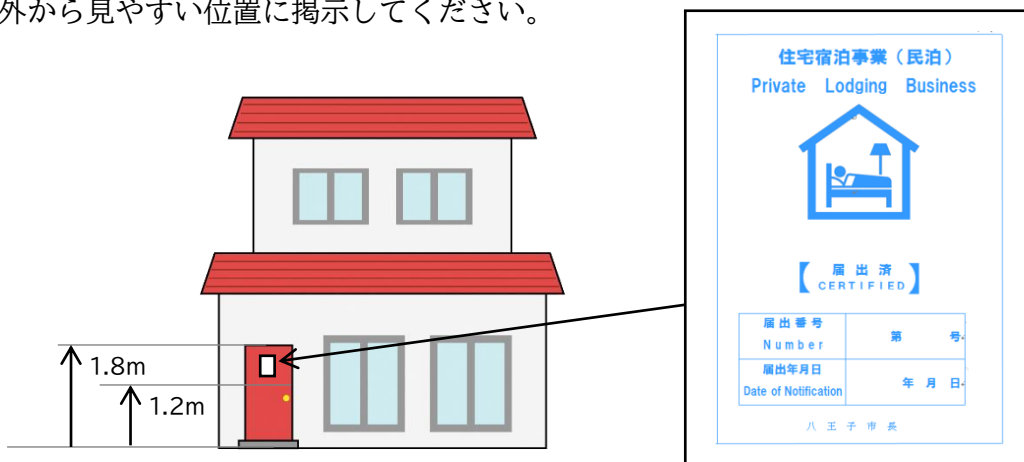
3 標識の設置（住宅宿泊事業）

住宅宿泊事業では、届出住宅ごと、見やすい場所に標識を掲示することが義務付けられています。標識は長期間掲示するため、ラミネート加工などを行い、風雨に耐えられるようにしましょう。

＜標識の掲示方法＞

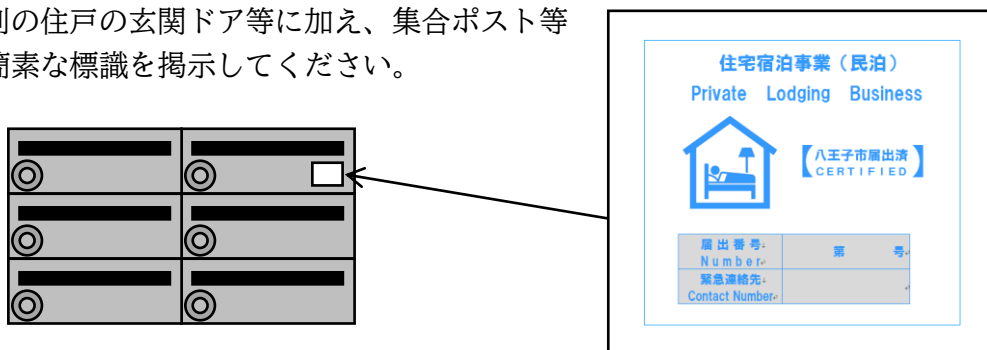
戸建て住宅の場合

届出住宅の門扉、玄関（建物の正面入り口）等の、概ね地上1.2m～1.8mの高さで、外から見やすい位置に掲示してください。



共同住宅の場合

個別の住戸の玄関ドア等に加え、集合ポスト等にも簡素な標識を掲示してください。



4 定期報告（住宅宿泊事業）

住宅宿泊事業者は、2 か月ごとに届出住宅の事業実績を報告する義務があります。

(1) 報告の概要

偶数月の15日までに、直前2か月間の宿泊実績を報告します。

○ 報告期限

事業日	報告期限
4月・5月分	6月15日まで
6月・7月分	8月15日まで
8月・9月分	10月15日まで
10月・11月分	12月15日まで
12月・1月分	2月15日まで
2月・3月分	4月15日まで

届出が受理されている住宅では、いかなる場合でも報告が必要です。「宿泊者がいなかった」「まだ事業を始めていない」等で宿泊実績がない場合は、「0日」として報告してください。



(2) 報告方法

定期報告は、次のいずれかの方法で行うことができます。

《事業実績の報告方法》

「民泊制度運営システム」による報告（利用申請されている方者のみ）

下記 URL から当該システムにログインの上、御報告ください

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/registration.html>

※ 民泊制度運営システムを利用した定期報告の手順については、【民泊制度運営システム 住宅宿泊事業者向け操作手順書】（P29～）を御覧ください。

※ 御不明な点は「民泊制度コールセンター」0570-041-389（平日 9 時 00 分～18 時 00 分）へお問い合わせください

書面による報告

住宅宿泊事業実績報告書に必要事項を御記入の上、下記担当宛に郵送、FAX 又はメールのいずれかで御報告ください。

【提出先】〒192-0046

八王子市明神町 3 丁目 19 番 2 号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5 階

八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

(TEL) 042-645-5142 (FAX) 042-644-9100

(E-mail) hc-kankyo@city.hachioji.tokyo.jp

(3) 報告内容

定期報告では、「届出住宅に人を宿泊させた日数（宿泊日数）」「宿泊者数」「延べ宿泊者数（延べ人数）」「国籍別の宿泊者数の内訳」について報告が必要です。

≪報告事項の考え方≫

○ 届出住宅に人を宿泊させた日数（宿泊日数）

届出住宅に人を宿泊させた日数のことであり、正午から翌日正午までの期間を「1日」として計算します。なお、住宅宿泊事業では、4月1日から翌年3月31日までの1年間の宿泊日数が180日を超えてはなりません。

(例1) 1/1 15:00 チェックイン ～ 1/2 11:00 チェックアウト

翌日の昼の12時までに退出しているため「1日」として計上します。

(例2) 1/1 15:00 チェックイン ～ 1/2 14:00 チェックアウト

翌日の昼の12時以降に退出しているため「2日」として計上します。

○ 宿泊者数

届出住宅に実際に宿泊した人数を該当期間で足し合わせた数のことです。

【月をまたいで1人が宿泊した場合】

(例1) 6月末から7月にかけて宿泊した場合

1つの報告対象期間内（6月～7月分）であるため、6月～7月分の報告で「1人」として計上します。

(例2) 7月末から8月にかけて宿泊した場合

2つの報告対象期間内（6月～7月分、8月～9月分）にまたがっているため、6月～7月分の報告で「1人」、8月～9月分の報告にも「1人」として計上します。

○ 延べ宿泊者数（延べ人数）

各日の宿泊者数を該当期間で足し合わせた数のことです（同一人物でも3連泊した場合は3人として計上します）。

(例) A氏とB氏が1月1日から1月3日まで宿泊

2人×3日連泊 = 6人

○ 国籍別の宿泊者数の内訳

宿泊者数を国籍別に足し合わせた数のことです。

《報告事項の計上方法（例）》

6月22日	6月23日	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
6月29日	6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日

宿泊日数	4日+5日 = 「9日」で計上
宿泊者数	3名+2名 = 「5名」で計上
延べ人数	4泊×3名=12名 } 合算した「22名」で計上 5泊×2名=10名 }
国籍別内訳	「米国3名、中国2名」で計上

5 飲料水の管理（貯水槽がある場合）

宿泊者に提供する飲料水は、飲用に適した水であることが大切です。

特に、貯水槽を設けて飲料水を供給している施設では、定期的な水質検査や貯水槽の清掃、点検等の実施が必要です。

○ 飲料水の管理

管理内容		検査内容、基準値
日常管理	残留塩素濃度	専用の測定器により残留塩素の測定を行い、塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認しましょう。
	色・濁り・臭い・味	透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、異常がないことを確認しましょう。
貯水槽の清掃		受水槽、高置水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期的に行いましょう。
水質検査		年1回は水質検査を行いましょう。 ※ 飲料水は、法令等によって水質基準が定められています。建物・設備や水源によって検査項目や検査を行う頻度が異なるため、確認が必要です。

※ 日常の管理及び水質検査は、末端の給水栓で検査を実施してください。

宿泊拒否の制限（旅館業）

旅館業の営業者は、旅館業法等に定める場合以外で宿泊を拒むことが禁止されています

1 旅館業法等に定める場合（宿泊を拒むことができる場合）

宿泊を拒むことができる場合は、旅館業法等により定められています。

《旅館業法 第5条》

- 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 宿泊しようとする者がとぼく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

次の場合には、上の項目に該当するものと考えられます。

- ◇ 暴力団員等であるとき。
 - ◇ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ◇ 宿泊に関し暴力要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 宿泊施設に余裕がないとき。



《八王子市旅館業法施行条例 第6条》

- 宿泊しようとする者が泥酔者等であって、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。



法令で定められた理由以外の理由で宿泊拒否すると **50万円以下の罰金** が科されます。



住宅宿泊事業は旅館業と異なり、宿泊拒否に係る制限はありませんが、宿泊拒否の理由が差別的なものである場合や偏見に基づくものである場合は、社会通念上、**不適切**となることがあります。

2 宿泊を拒むことができない場合

(1) 同性カップルであることを理由とした宿泊拒否

拒否できません

旅館業に関する衛生等管理要領には、「性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否することなく、適切に配慮すること」と定められています。

このため、性的指向、性自認等を理由に、宿泊を拒むことはできず、ダブルベッドの予約を制限することもできません。



(2) 障害があることを理由とした宿泊拒否

拒否できません

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。このため、正当な理由なく、障害を理由として宿泊を拒むことはできません。

(3) 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在していたことを理由とする宿泊拒否

拒否できません

宿泊拒否の事由として認められる「伝染性の疾病」とは、旅館業法の目的に鑑み、宿泊という行為を通じて通常感染するおそれのある疾病であって、当該疾病に感染した者を宿泊させることが公衆衛生上の見地から好ましくないものに限られるとされています。

例えば、エイズやハンセン病は、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではないことから、旅館業法第5条の「伝染性の疾病」には該当せず、同条第1号に基づいて宿泊を拒むことはできません。

また、新型コロナウイルス感染症については、チェックイン時に発熱症状等があるだけで「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる」と判断することは難しく、宿泊を拒否する理由にはなりません。発熱等の症状がある宿泊客には、本人の同意を得た上で、近隣の医療機関等の指示に従い、客室内での待機などを要請してください。

なお、指示や要請が社会通念上正当な範囲内であり、かつ、正当な理由がないにもかかわらず、当該指示等に宿泊客が従わなかった場合は、「他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動」又は「合理的な範囲を超える負担」として旅館業法第5条第2号（宿泊拒否事由）に該当します。



3 宿泊拒否制限の緩和

今年 10 月の臨時国会では、宿泊拒否制限の緩和に関する改正法案が提出される予定です。

◀ 宿泊拒否制限緩和の内容（予定） ▶

- 新型コロナウイルス等の感染症流行時に、営業者が宿泊客へマスク着用や検温などの感染防止策への協力を求めることが可能となり、このことに対し、宿泊客が正当な理由なく応じない場合は、宿泊を拒否することができる。
- 発熱等の症状がある宿泊客に対し、新型コロナウイルス等に感染していないか報告を求めることが可能となり、報告に応じない場合や感染が確認された場合は、宿泊を拒否することができる。

※ 上記内容はあくまで予定であり、現在、宿泊拒否できる理由にはなりません（令和 4 年 9 月 26 日時点）。

（参考）

- 「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」
（平成 26 年 12 月 19 日健衛発 1219 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000069420.pdf>
- 「住宅宿泊事業者の業務（標識の掲示、定期報告）」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/host/responsibility02.html>
- 「住宅宿泊事業の実績報告について（八王子市）」
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/hoken/007/018/001/p022969_d/fil/jissekihokokokunituite.pdf
- 「民泊制度運営システムの利用方法」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/registration.html>
- 「旅館業の見直しに係る検討会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ryokangyouhou-kentoukai_00001.html

